

中央教育審議会 教育課程部会
道徳ワーキンググループ
主査 頼住 光子 様

広げよう!子どもの権利条約キャンペーン
共同代表 甲斐田万智子、喜多明人、野村武司

次期学習指導要領改訂に向けた要望 「道徳」に「子どもの権利・人権教育」を!

要望書の趣旨

現行の学習指導要領における「特別の教科 道徳」は、思いやりや規範意識、生命尊重などを育む重要な役割を果たしています。一方で、子どもを「権利の主体」として位置づけ、自ら意見を表明し、対話や社会参加を通じて主体的に生きる力を育む視点は、必ずしも明確に記載されているとはいえません。

これからの教育には、子どものエージェンシー（OECDの定義によると「変革を起こすために、目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動をとる能力」をさす）を高めることの重要性が中央教育審議会でも議論されてきましたが、そのためには、子どもを単に「保護・指導される存在」としてではなく、自ら考え、選択し、行動する権利の主体として育てる視点が求められます。そして、子どもが自らの権利を理解し、他者の権利や尊厳も尊重しながら、互いのウェルビーイングを高め合うことは、民主的で包摂的な社会を形成するための基盤となります。

日本は国連子どもの権利条約の批准国であり、2023年のユネスコ勧告も、人権、多様性、参加、対話、民主主義を重視した教育を求めています。

以上を踏まえ、次期学習指導要領では、これまでの道徳教育の蓄積を生かしながら、その内容を発展的に再編し、「子どもの権利・人権教育」を明確に位置づけることを要望いたします。

要望1 「道徳」の目標に子どもの権利を明記する

学習指導要領総則および「特別の教科 道徳」において、子どもを「保護や指導の対象」とどまらない権利の主体として位置づける視点を明確に記載してください。その上で、子どもの意見表明と参加を保障し、自ら考え、選択し、行動するエージェンシーを育むことを教育目標に位置づけてください。また、他者の尊厳と権利を尊重するとともに、自分自身も大切にされる存在であることを学び、互いのウェルビーイングを支え合う関係性を育む視点を盛り込んでください。

【根拠】

子どもの権利条約は、子どもを権利の主体として位置づけ、意見表明権（第12条）や自己の尊厳の尊重を保障している。また、こども基本法やこども大綱でも、子どもの最善の利益、意見尊重、ウェルビーイングの実現が基本理念として掲げられている。

要望2 「道徳」を「人権・子どもの権利教育」へ発展的に再編する

「善悪」や「心情理解」を中心とした教育から、子どもの権利と人権を基盤とした教育へ発展的に再編してください。その中では、子どもの権利条約について学ぶだけでなく、自分の権利と他者の権利をともに尊重する視点、いじめ・暴力・差別の予防、ジェンダー平等、多様性尊重などを扱ってください。また、障害や困難を個人の問題としてではなく、社会との関係性の中で捉える「社会モデル」の視点を取り入れ、自己決定や対話、合意形成を通じた学びを充実させてください。さらに、デジタル空間における権利と安全、社会参加やシティズンシップ、ウェルビーイングを大切に学ぶ学びも位置づけてください。

【根拠】

ユネスコ「平和・人権・持続可能な開発及びグローバルシティズンシップのための教育に関する勧告」(2023)は、人権、多様性、民主主義、参加型学習を重視している。また、障害者権利条約(2006/2014 日本批准)においても、「社会モデル」に基づく理解が国際的に共有されている。

要望3「教える道徳」から「対話する学び」へ転換する

正解を一方向的に教える授業ではなく、子ども同士の対話を通じて考えを深める参加型学習へ転換してください。そのためには、安心して異なる意見を表明できる環境を整えるとともに、校則や学校運営について話し合う機会や、学校や社会における課題設定を子ども自身によっておこない、振り返りの機会を保障してください。また、子どもが自らの要望や考えを、その理由や根拠とともに説明し、他者と対話しながら合意形成を行う経験を積めるようにしてください。

【根拠】

現行学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」を実質化するためには、子どもが受け身ではなく、自ら参加し対話する学習環境が必要である。子どもの権利条約第12条、第15条は、子どもの意見表明や集会の権利の保障を定めている。

要望4 学校全体を「人権の視点に立って善悪の判断ができる学びの場」とする

道徳の教科だけでなく、学校文化そのものを見直し、子どもの権利に基づいて善悪の判断ができる学びの場にしてください。体罰やハラスメントを防止し、セーフガーディングの導入を検討するとともに、子どもが安心して相談・救済へアクセスできる体制から子どもが人権を学べるようにしてください。また、校則見直しへの子どもの参加や、教職員研修の充実を通じて、学校全体を権利保障の場へ転換してください。その際には、子どもの安全だけでなく、安心感や尊厳、自己肯定感を含むウェルビーイングを重視した学校運営が求められます。

【根拠】

児童生徒は隠れたカリキュラムからも多くを学ぶが、暴力を防止する学校からは暴力のない社会づくりを学ぶ。子どもの権利条約で定められた子どもへの暴力禁止(第19条)や子どもの最善の利益(第3条)について学校生活を通して学ぶことができる。

おわりに

これからの教育においては、規範意識や思いやりを育むことに加え、一人ひとりの尊厳と権利を互いに尊重し、対話を通じて民主的に社会へ参加できる市民を育てる視点が一層重要となります。そのためには、子どもを受け身の存在としてではなく、自ら考え、意見を表明し、社会に参加するエージェンシーを高める教育への転換が必要になります。次期学習指導要領では、「道徳教育」を、子どもの権利と人権を基盤とした教育へ発展的に転換し、学校を子どもの権利が保障され、子ども自身のウェルビーイングが高められる場へ変えていくことが求められます。

以上